

令和 8 年 9 月

お客さま各位

昭和信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた 対応について(その 3)

平素より、昭和信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2021 年 6 月に政府にて閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「5 年後の約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は「2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げております。

このような状況を受けて、当金庫では下記の対応を実施いたします。

当金庫は引き続き、お客さまの利便性およびサービス向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 今回新たに公表する事項

《手形・小切手をお受け取りになるお客さま》

多くの金融機関は、手形・小切手の最終振出期限を「令和 8 年 9 月 30 日」としております。
最終振出期限以降に振り出された手形・小切手の預金入金および取立入金の受付はいたしませんので、ご了承ください。

※該当金融機関については、窓口にお問い合わせください。

当金庫の手形・小切手を入金(取立)する場合は、令和 9 年 3 月 30 日(火)までお取り扱い可能です。(ただし、手形は令和 9 年 3 月 31 日曜日までのものに限りです。)

※令和 9 年 3 月 31 日以降は、手形・小切手の入金(取立)は一切できません。インターネットバンキング・でんさい等のお手続きは、お早めをお願いいたします。

《手形・小切手を振り出しされるお客さま》

金融機関によっては、他金融機関の手形・小切手の入金(取立)受付について、制限を設けている場合がございます。当金庫の手形・小切手を受け取ったお客さまが、口座に入金できないというケースも予想されますので、手形・小切手を振り出す際は、相手先の取引金融機関の状況をご確認いただくよう、お願いいたします。

令和9年3月31日をもって、電子交換所での手形・小切手の交換は終了いたします。すでに、支払期日が令和9年4月1日以降の手形をお取引先へ発行されているお客さまは、至急窓口へお申し出ください。

2. すでに実施・公表済み対応事項

① 当座預金新規口座開設の停止

受付停止日:令和8年(2026年)1月5日(月)

② 令和9年(2027年)4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付停止

受付停止日:令和7年(2025年)7月1日(火)

③ 手形帳・小切手帳の発行停止

発行停止日:令和8年(2026年)4月1日(水)

昭和信用金庫では、代替サービスとして「でんさいネット」「でんさいライト」「インターネットバンキング」をご用意しておりますので、電子的決済手段への変更をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

以上